

各種相談のご案内

福岡市精神保健福祉センター

☆こころの健康相談

◎電話相談

「最近、気分が落ち込む」「心の病気ではないか？」など、こころの問題について、本人はもちろん家族や周りの方の相談を受けています。

相談専用ダイヤル：(092)737-8826

受付時間：10:00～16:00(月曜～金曜日) ※祝日・年末年始を除く

※平成26年9月からは、月・水・金の10:00～16:00になります。

◎面接相談(予約制)

上記の「こころの健康相談」の相談内容により、専門的な対応が必要な場合、予約制で面接相談(1時間程度)を行っています。まずは**相談専用ダイヤル**にお問い合わせください。

相談日時：月・水・金 10:00～12:00、13:30～15:30

☆自殺予防相談

◎電話相談

自殺を考えるほど悩んでいるご本人やご家族、ゲートキーパーの方などからのご相談に応じます。

相談専用ダイヤル：(092)737-1275(いのちつながり)

受付時間：10:00～16:00(月曜～金曜日) ※祝日・年末年始を除く

福岡市ひきこもり成年地域支援センター

☆ひきこもりに関する相談窓口

◎電話相談

心理士などの専門職が、福岡市在住の概ね20歳以上のひきこもり本人やそのご家族などの相談に応じています。電話や面接(予約制)必要に応じ訪問相談(ご本人の了解必要)を行います。又、ひきこもり成人のサポートグループ「ステュディオス」も開催しています。まずはお電話下さい。

相談専用ダイヤル：(092)716-3344

相談日時：10:00～17:00(月～金曜日)

※最終火曜日・祝日・年末年始を除く

場所：あいれふ3階



交通案内

- 西鉄バス「長浜2丁目」バス停より徒歩約3分(那の津通り)
- 西鉄バス「法務局前」バス停より徒歩約5分(昭和通り)
- 西鉄バス「赤坂門」バス停より徒歩約7分(明治通り)
- 地下鉄「赤坂」駅3番出口より徒歩約7分



第43号 2014年8月

こころの健康だより



ハートメディア2013 出展作品

福岡市精神保健福祉センター

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3F

代表電話：(092)737-8825

こころの健康

相談電話：(092)737-8826

FAX：(092)737-8827

福岡市HP：http://www.city.fukuoka.lg.jp

CONTENTS

- ①新入職員あいさつ…………… 1
- ②精神保健福祉法改正(特集) ……2～3
- ③相談のご案内…………… 4

新入職員あいさつ

モーリー 美穂子(相談指導係)

4月より赴任致しました、相談指導係のモーリー美穂子です。こころの病でお悩みの当事者の方々、そのご家族の方々が、解決策が見い出せたり、少しでも気持ちが軽くなっていたりするような相談を心掛けております。

城塚 綾子(管理係)

4月に異動してまいりました城塚です。自立支援医療にかかわる申請などの事務を担当しています。各区の保健福祉センターと連携して効率的な事務処理を心掛けたいと思います。宜しくお願いします。

山方 哲(管理係)

この度、4月1日付けの人事異動で参りました山方と申します。精神障がいに関する仕事に携わるのは、今回が初めてです。まだ、わからないことがあります。宜しくお願いします。

宮之脇 朗美(社会復帰係)

社会復帰係では、研修会や交流会、イベント、講演会等をとおりて精神障がいの理解の促進に努めています。「自立」に向けての道は一人ひとり違いますが、より多くの方々が社会復帰に向けて前進できるよう日々頑張っております。

ハートメディア2013 出展作品

平成26年8月発行 福岡市精神保健福祉センター
催し物につきましては「市政だより」でご案内しています。
「こころの健康だより」についてのご意見等がありましたら、是非お知らせ下さい。

精神保健福祉法改正と精神医療審査会の役割

福岡市精神保健福祉センター 所長 河野 亨

精神保健福祉法が、一部を除き、平成26年4月に改正されました。この法改正により、精神保健福祉センター（以下、センター）が事務局をしている精神医療審査会（※）の役割が非常に重要なものとなりました。その経緯と現状について簡単にお話します。

今回の法改正に先駆けて、日本弁護士連合会（以下、連合会）の意見書が平成24年12月20日に発表されました。連合会の意見書の中で今回の法改正に盛り込まれたものと、そうではないものがありますが、非常に具体的な意見が述べられています。さらに、実際に法改正がなされた後の平成26年4月19日、連合会は会長名で、声明を発表しました。（これら二つは、日本弁護士連合会のホームページでその全文を見ることができます。是非、ご覧になってみて下さい。）これらの意見書と声明により、患者の権利が十分に保障されていない事への重大な危惧が表明されるとともに、患者の権利擁護のための精神医療審査会の役割の重要性と機能の強化の必要性が指摘されました。

さらに、平成25年10月（福岡）と平成26年2月（東京）に開催された全国精神医療審査会連絡協議会総会・シンポジウムでも、「法改正と権利擁護」に関して議論がなされ、ここでも患者の権利が十分に保障されていない改正法での精神医療審査会の重要性が指摘され、そのような重要な役割を十分に果たすための精神医療審査会運営マニュアルの改正案について、具体的な議論がなされました。主なものをあげると、

① 審査の迅速性の向上

合議体の増設や予備委員の増員等

② 調査・勧告機能の強化

精神医療審査会が改善勧告を発すべき事象として、次のようなものが提案されました。
法令違反、過剰な行動制限、患者の尊厳を傷つける慣習（女性入浴時の男性職員の立会等）、標準外医療（多剤大量長期投与等）、医療的不作為（依存症プログラムのない病院での依存症患者の長期閉鎖処遇等）

③ 付帯意見の活用

退院請求等を却下する場合の理由や退院等に向けた助言等を分かりやすく説明した意見を明記する等

④ 審査会事務局の独立性強化

審査会事務局を精神保健福祉センターから独立させ、専従事務職員を配置する等

⑤ 精神医療審査会運営要綱の均質化

各自治体の精神医療審査会要綱を国のマニュアルに準拠させる等

以上の連絡協議会で提案された案の中で、平成26年3月に改正された精神医療審査会マニュアルに反映されたものと、そうでないものがありますが、いずれも重要な内容を含んでいると思います。しかし、この内容は、現在の精神医療審査会に、非常に大きな機能強化を要求するものであり、人的・財政的手当が必要になってくるものも含まれています。しかし、そのような手当は、すぐにできることではなく、精神医療審査会の事務局を担当する当センターでは、精神医療審査会委員のご意見をお聞きしながら、上記の改正案の一つでも実現していくための具体的な方策を検討しているところですが、正直言って頭を抱えているのが現状です。

※精神医療審査会について

精神医療審査会とは、県及び政令市に設置された、国の作成した精神医療審査会運営マニュアルに沿って、医療保護入院時の入院届とその後の定期病状報告書の審査、入院患者からの退院・処遇改善請求の審査等を行うための、医療、保健福祉、法律の専門家からなる審査会です。福岡市の場合、各々5人の委員からなる三つの部会（計15人の委員）の合議体で構成され、上記の審査を行っています。その事務局は福岡市精神保健福祉センター内に置かれています。

医療保護入院制度の見直し

① 保護者制度の廃止

これまで、精神障害者の方1人につき1人の保護者をご家族の方等から選任されていましたが、その仕組みが廃止されました。

② 医療保護入院の際の同意者変更

ご家族（※）のうちいずれかが同意すれば、医療保護入院が可能です。
また、ご本人に限らず、ご家族の方でも入院中の退院請求をすることができます。
※ご家族とは、配偶者、親権者、直系血族、兄弟姉妹、裁判所に選任された扶養義務者、後見人又は保佐人（後見人又は保佐人がいる場合）です。なお、いずれもない場合は市町村長が同意をします。

③ 医療保護入院の方への退院支援の制度化

○退院後の生活環境について、退院支援の担当者（退院後生活環境相談員）が相談に応じます。（ご家族の方でもご相談いただけます。）

○退院後生活環境相談員にご相談いただければ、退院後に利用したい障害福祉サービスや介護サービスについて、地域の事業者（地域援助事業者）をご紹介します。

○入院時に決めた入院期間が過ぎるときに、引き続き入院が必要かどうかや退院に向けての取組などについて、委員会（医療保護入院者退院支援委員会）で議論します。
※希望すれば、ご本人、ご家族の方などが委員会へ出席することができます。（ただし、場合により出席できない場合があります。）



ハートメディア2013 出展作品